

令和6年度第3回児童相談所あり方検討委員会 議事概要

1 日 時

令和6年7月31日（水）午前10時から午後0時まで

2 場 所

徳島県庁11階 講堂

3 議 事

（1）一時保護施設等のあり方について

（2）意見交換

4 議事概要

資料1について事務局から説明

各委員からの主な意見については次のとおり

○児童虐待件数の激増に伴い一時保護をせざるを得ない児童が増えている。このことにより、児童養護施設に対する一時保護委託の要請も増えている。一時保護中の児童は精神的に不安定で、特別な対応が必要であり、現場職員がどう関わるべきか見定めることが重要。施設に一時保護委託となった場合には、児童相談所から職員を定期的に派遣し、こどもの行動観察や施設職員への指導助言をしてほしい。

○児童の教育を受ける権利の保障は、重要なことと認識している。児童相談所は学校に通えるよう工夫を凝らしているが、保護している人数が多く、全てのニーズに追いついていない状況。

意見表明の保障は、一時保護施設に入所している児童を対象に、児童の希望に応じて月2回弁護士が意見を聴取している。施設に一時保護委託された児童についても、今後意見聴取の体制を整えていく。

○現状のままでは、中央の児童相談所職員や児童養護施設職員に負担がかかっているため、地方分散のひとつとして、将来、南部や西部の児童相談所に一時保護施設を併設することも検討するべきでは。

○中央の一時保護施設に保護されると、南部と西部の児童相談所職員がほぼ毎日1時間かけて通い、児童と面接したり保護施設の状況を確認したりするため、職員に大きな負担がかかっている。本来であれば全ての児童相談所に一時保護施設を併設することが望ましいが、人員の配置やこどもの権利擁護を考慮すると、これまで以上に職員の負担がかかる。慎重に議論しながら進めていきたい。

○一時保護委託率は、中央と比べ、南部と西部が高い。住んでいる地域によって、こどもの対応に差がないようにしたい。そのためには、まず中央の一時保護施設の規模と機能を充実させ、その後、南部や西部の児童相談所の体制も整え、緊急対応が必要な場合は一泊ほど宿泊可能とするなど、バリエーション豊富な対応ができればよい。

○今後も児童虐待件数の増加が予期されるので、まずは中央の児童相談所に、心理職員や教員を十分に配置した一時保護施設を整備するべきだと考える。一時保護施設でアセスメントや心理判定ができる体制が整えば、南部や西部の児童相談所職員の負担も軽減する。

入所定員については、余裕のある人数とするべき。一時保護施設に預けることができるという確信がなければ、児童相談所職員は安心してソーシャルワークができない。

児童養護施設への一時保護委託も一定数必要だと思うので、一時保護委託をしたときの児童の権利をどのように守るのか、施設職員の負担をどのように軽減するのか、様々な対策を練っていただきたい。

一時保護委託先に里親等と書かれている点については反対で、里親の負担を軽く考えていると思う。一時保護をすることもはどんな状態かわからない。全く選択肢にいれないわけではなく、里親がこどもの状態をよく知っている場合など、ケースによっては可能と考える。

○こどもの権利を考えるのなら、一時保護の期間は短い方がいい。短くするためには、きちんとしたアセスメントが行えるように一時保護施設の環境設備を整えることが重要。施設の建設を目標に出来れば良い。

○里親委託後不調となった場合や、施設でコンディションを崩した場合、児童相談所が児童を一時保護する必要がある。一時保護をした後、親に返せない場合、どこにも出口がないケースが年に数回ある。県内には児童心理治療施設がなく、児童精神科に特化した病棟もないので、香川県にある児童心理治療施設に依存している。このような状況を受け、毎年児童心理治療施設の設置を要望しているが、できる気配がない。一時保護施設を充実したとしても、一時保護後の出口が見つからないと、一時保護期間は長くなってしまう。

○一時保護施設の整備費を十分に確保することが必要不可欠。虐待件数だけでなく、一時保護施設に関係する児童は実際のところ何人いるのか。そこがわかれば、どれくらいの規模の一時保護施設が必要なのか見えてくる。その上で、予算額をはっきり示すことが重要。現状の一時保護施設では圧倒的にキャパが足りていないことを県民の皆さんに示す必要がある。

○担当するケースで、一時保護に繋がったものがあり、児童相談所に心理検査や通院サポートをしていただき、一時保護の重大さを実感した。児童相談所の一時保護施設は児童や職員にとって安心・安全でなければならない。他県においては、過去に一時保護施設の職員が殺害された事件や、逆に職員が性問題や暴力問題を起こしたケースがあった。児童が二次被害にあわないように、一時保護施設の職員体制をきちんと整備するべき。年齢が低い子など立場の弱い子が安心して過ごせるような職員配置や、手薄になりやすい夜間と休日の対応強化が必要。一時保護施設は安心して生活できるとこどもが実感することで、次のステップにつながる。資格をもった職員が適切に配置されることを願う。

以上